

十九八七

六 五 四

三 二 一

○ 基 年 財務省告示第  
づ け 、 平成二十六年六月十七日施行等に關する省令(平成十四年七月九日財務大臣麻生太郎)。

経利発発  
過率行行  
利価日  
子格  
の

振額最低  
替単位  
額面金

用振等  
替法の  
適

の法律及  
項及びそ  
の根拠

平成国債の發行条件等を次のとおり告示する。○個人向け国債の發行等に關する省令(平成十四年七月九日財務大臣麻生太郎)。

(一) 年額平す額の振  
○面成るの記替  
・金二。整載法  
一額十數又は規定  
二百五倍は規定  
パ円年記録による  
一に六金額はよる振  
セつ月にによる最振  
ンき十ト百七十円日  
に加るも額のと金簿

一十額の定以律社第  
万三面振の下(平成  
円万金替適「振替法」  
円額機関は日本銀第  
(平成十三年法律第  
で三百三十三億三千  
成二十四年度予算分  
三十銀行とする。そ  
度とする。そ規

財源の施策を実施するため特別措置法  
の東日本大震災からの復興のため  
社債、株式等の振替に関する法律  
(平成二十三年法律第百十七号)  
人向け利付國庫債券(固定・

払込み

え、次の算式により算出した金額を第十五号に規定する日に払い込むこととする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.12}{100} \times \frac{2}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に

係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十一・三一五を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時ににおいて取得する者が非居住者である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。

十一 初期利子

規下は払し払平定、その翌営業日につい十三号にて同じおう（以て）ときに支払う（ただし、支

$$\text{額面金額} \times \frac{0.12}{100} \times \frac{1}{2}$$

十二 第二期以後の利子

い日毎年支払期とし、各支払期に属す毎年六月十五日及び六月間に支払期に属す

の 中 払 払 償 償  
取 途 込 込 還 還  
扱 換 場 期 金 期  
い 金 所 日 額 限

(一) 式 次 う 六 中 日 平 額 平 る

す生に第る個入にての出るなにに額る金額 ×  $\frac{79.685}{100}$  × 2 - 受ける金額 )  
 るし規六省人経はと端し金お相當額まで平成二十六年六月に支  
 へな定十令向過一し数、額、是受する金額 + 利子に相当する金額  
 次いす八(け利円、がそは受する金額 ×  $\frac{79.685}{100}$  × 2 - 受ける金額 )  
 号銘る号平国子と一生の、入経過利子に相当する金額  
 に柄受(成債にす円じ算次経過利子に相当する金額 )  
 おに入第十の相るにた出の額る金額 ×  $\frac{79.685}{100}$  × 2 - 受ける金額 )  
 いつ経四四發当。満場結算利子に相当する金額  
 てい過条年行すたた合果式子に相当する金額 )  
 同て利第財等るだなににににに  
 じは子十務に金しいは円よ相  
 。零が二省額、場切未り當  
 )と發項令すは受合捨満算す

$$\text{額面金額} \times \frac{0.12}{100}$$

初期利子支払期の6ヵ月前の日  
から発行日までの日数

×

365

(二) 平成二十六年十二月十五日

以後の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額  
 $\times \frac{79.685}{100} \times 2$

## 十八 中途換金

の特例

前号による取扱いのほか、個人  
向け国債を有する者（相続税法  
）第十二条の四第一項に規定  
する受益者を含む。）が、死亡した  
ときにはその相続人が、又はそ  
と居住する市町村（特別区を含  
み、地方自治法（昭和二十二年  
法律第六十七号）第二百五十二  
条の規定による）の区域において、災害  
救助法（昭和二十二年法律第一百  
八十八号）による救助の行われる  
十有二区域内に該当する者は、當該市  
又は當該市との区と  
けに該当する者には、當該個人向  
け國債の中途換金を請求する  
十五日前であつても、當該個人向  
け國債を

このとがでやるものとし、その買取額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

(一) 平成二十六年六月十五日から平成二十七年六月十五日以前までの間に

額面金額 + 経過利子に相当する金額  $\times \frac{7.9.685}{100}$  + 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額 )

(二) 平成二十六年六月十五日以前の額面金額 + 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額 )

日本銀行